

見直しの方向性（検討課題の論点 たたき台）

1. 保育所保育指針の告示化、性格の明確化

論点

- 指針の趣旨・内容を保育現場に広く周知し、保育現場でのより積極的な取組を促すため、指針を告示としてその位置づけを強化するとともに、指針に盛り込む事項の簡素化・大綱化を図る一方、指針の内容をわかりやすく解説する通知ないしガイドラインを新たに策定すべきではないか。
- 指針を①保育内容に関する事項、②保育内容に関連する保育所の運営に関する事項を総合的に規定したものとし、その性格を明確にすべきではないか。

2. 養護及び教育の充実、小学校との連携強化

論点

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、
 - ①情緒の安定、基本的生活習慣、規律の確立、遊びを通じた学びや社会性といった観点から、養護及び教育の充実を図るべきではないか。
 - ②発達や学びの連続性を踏まえた小学校との接続の強化の観点から、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

3. 地域の子育て支援の拠点としての保育所の機能の強化

論点

- 次世代育成支援の推進のため、すべての家庭を対象とした「地域の子育て支援」の機能を保育所保育と並ぶ保育所の重要な機能として位置付けることとし、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。

4. 児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の充実

論点

- 児童虐待、食育、障害児保育、個人情報保護、健康・安全対応など児童福祉政策等の展開を踏まえた内容の改善・充実を図るべきではないか。

5. 保育士の資質向上や保育内容の改善の取組を促す評価の仕組み

論点

- 保育所及び保育士の保育内容や運営の改善のための取組を促すため、保育内容等の（自己）評価・点検の視点を盛り込むべきではないか。
- 保育士の研修や自己研鑽など資質向上の取組を強化するため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。
- 利用者の苦情解決（権利擁護）や保育所の情報公開の取組を促すため、関連する内容・構成の改善・充実を図るべきではないか。